

リビングライフグループ主催  
ご契約者様だけの特別講座

# 確定申告講座

贈与申告  
～マイナンバーカード利用無～



**LIVING LIFE**  
Co.,Ltd.

# 贈与税申告(住宅取得資金贈与)

## 〈注意事項〉

- **住宅ローン控除の申告がある方は住宅ローン控除の申告から行ってください**
- **住宅購入に際して直系尊属（父母・祖父母等）から資金の贈与を受けた際に行う確定申告です**
- **贈与を受けた年の翌年3月15日までにを行う必要があります**
- **契約締結時・消費税率に応じて非課税限度額が変わります**

消費税率10%以外の場合		
住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
～平成27年12月31日	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日～令和2年3月31日	1,200万円	700万円
令和2年4月1日～令和3年3月31日	1,000万円	500万円
令和3年4月1日～令和3年12月31日	800万円	300万円

消費税率10%の場合		
住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年4月1日～令和2年3月31日	3,000万円	2,500万円
令和2年4月1日～令和3年3月31日	1,500万円	1,000万円
令和3年4月1日～令和3年12月31日	1,200万円	700万円

## 必要書類等一覧 ～贈与申告～

チェック欄	書類名	取得場所	備考欄
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本	本籍地の役所	贈与者が直系尊属とわかるもの
<input type="checkbox"/>	贈与を受けた日及び贈与者の生年月日・住所のわかるもの		
<input type="checkbox"/>	贈与を受け取った通帳(写)		名義部分、贈与の確認できる該当ページ
<input type="checkbox"/>	売買契約書・請負契約書(写)	不動産会社	マンション購入者は売買契約書のみ
<input type="checkbox"/>	全部事項証明書(土地・建物)(原本)	法務局	所有権移転後のもの マンション購入者は『建物』のみ
<input type="checkbox"/>	中古住宅で基準の建築年数を超えた場合の証明書類		該当の場合のみ (耐震基準適合証明書・既存住宅性能評価書・既存住宅売買瑕疵保険の保険付保証明書等)
<input type="checkbox"/>	省エネ住宅取得の確認資料		該当の場合のみ (住宅性能証明書、建設住宅性能評価書等)
<input type="checkbox"/>	令和2年源泉徴収票	勤務先	住宅ローン控除の確定申告をしていない場合
<input type="checkbox"/>	マイナンバー確認資料		マイナンバーの入力箇所があります マイナンバーカード・住民票等

# 確定申告書の入力を始めましょう！



## 国税庁のホームページへアクセス

(インターネットで「[国税庁 確定申告書作成コーナー](#)」を検索)

## 『所得税の確定申告』をクリック



「確定申告特集」をクリック

令和2年分 特集  
確定申告

確定申告会場にお越しになる方へ  
～会場への入場には入場整理券が必要です～  
入場整理券の入手方法等についてはこちら

4

確定申告書等の作成はこちら ▶

画面の案内に沿って金額等を入力することにより  
確定申告書等を作成することができます

「確定申告書等の作成はこちら」  
をクリック

申告・納税：所得税及び復興特別所得税・贈与税は令和3年3月15日まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は令和3年3月31日まで

【国税庁からのお知らせ】



スマートフォンでの申告が  
さらに便利に！



マイナポータルから  
控除証明書等を取得！



Chrome x  
マイナンバーカード方式  
が始まります！

作成コーナートップ

お知らせ 一覧

- 2021/01/04  [令和2年分の確定申告書等作成コーナーを公開しました](#)
- 2021/01/04  [所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（確定申告書等作成コーナー入力マニュアル付き版）を掲載しました](#)
- 2021/01/04  [65万円の青色申告特別控除の適用について（ご注意）](#)

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

5

NEW 作成開始 ▶

- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成

保存データを利用して作成 ▶

- 途中で保存したデータ（拡張子が【.data】）を読み込んで、作成を再開

確認する

「作成開始」をクリック

# 事前準備① 贈与税のみの申告の方

## 税務署への提出方法の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

**i** マイナポータルから控除証明書を取得し、所得税の申告等に利用できます。  
利用にあたっての準備作業については以下のリンクからご確認ください。  
[マイナポータルの準備作業について](#)

1

税務署への提出方法を選択してください。

### e-Taxで提出 マイナンバーカード方式



- マイナンバーカード及びICカードリーダライタを利用してe-Taxができます。
- ICカードリーダライタの代わりに、マイナンバーカード対応のスマートフォン

### e-Taxで提出 ID・パスワード方式



- 税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知を利用してe-Taxができます。
- 発行された通知は、申告書の控えと一緒

### 印刷して提出



- 作成した申告書を印刷し、郵送等により提出します。

- ① 『印刷して提出』 をクリック
- ② 『利用規約に同意して次へ』 をクリック

## 申告書等印刷を行う前の確認

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

### ご利用のための事前確認を行います

推奨環境をご確認ください

国税庁において動作を確認した環境です。

OS	Windows 8.1 Windows 10
ブラウザ	Internet Explorer 11 Microsoft Edge (※1) Firefox Google Chrome
PDF閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader DC

※1 ChromiumベースのMicrosoft Edgeが対象となります。

[WindowsとMacintoshの両方の推奨環境を確認する場合はこちら](#)

### プリントサービスのご案内

ご自宅で申告書等を印刷できない方は、コンビニエンスストア等でプリントサービスをご利用いただけます。

[プリントサービスのご案内はこちら](#)

### 利用規約をご確認ください

確定申告書等作成コーナーのご利用の際は、利用規約への同意が必要です。  
利用規約をご確認いただき、同意された場合は「利用規約に同意して次へ」ボタンをクリックしてください。

[確定申告書等作成コーナーの利用規約はこちら](#)

2

戻る

利用規約に同意して次へ

# 事前準備② 贈与税のみの申告の方

国税庁  
令和2年分 確定申告書等作成コーナー

ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

## 作成する申告書等の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

**i** 事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

作成する申告書等と年分を選択してください。

- 令和2年分の申告書等の作成 ▼
- 過去の年分の申告書等の作成 ▼

トップ画面へ戻る

令和2年分の申告書等の作成の「▼」をクリックすると表示される「贈与税」をクリック

10ページへ

## 作成する申告書等の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

**i** 事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和2年分の申告書等の作成 ▲

所得税	決算書・収支内訳書	消費税	贈与税
<ul style="list-style-type: none"><li>所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。</li></ul>

過去の年分の申告書等の作成 ▼

トップ画面へ戻る

# 事前準備①-1 住宅ローン控除の申告もされた方

申告書を印刷した後の作業について

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

**i** 来年の申告・納税はe-Taxで！  
e-Taxのご利用には、マイナンバーカードをご用意ください。（PCで申告する場合はICカードリーダーもご用意ください。）  
マイナンバーカードとICカードリーダーをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

入力データの保存	入力データを保存しておくことで、来年の申告書等の作成に利用することができます。 <a href="#">入力データを保存する</a>
補完記入・押印	以下のリンクを開いて納税地・氏名等の記載方法を確認し、押印や必要に応じて手書きで記入してください。 <a href="#">申告書B第一表</a> <a href="#">申告書B第二表</a>
添付書類の提出準備	以下の添付書類を準備してください。 書類名をクリックすると、見本を確認することができます。 <a href="#">医療費控除の明細書</a> <a href="#">医療費控除を受けるために必要な医師等が発行したおむつ証明書などの証明書等（該当する方のみ）</a> <a href="#">寄附した団体等から領受した寄附金の受領証等</a>
アンケートのお願い	ご意見の改善のため、アンケートにご協力ください。 アンケートの回答は任意です。 <a href="#">アンケートに回答する</a>
他の申告書等を作成する方へのご案内	住所・氏名等の情報を引き継いで消費税や贈与税などの申告書等や他の年分の申告書を作成することができます。 作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。 <a href="#">他の申告書等を作成する</a>

[前に戻る](#) [終了する](#)

所得税の確定申告書を  
作成完了画面を最下部へスクロール

『他の申告書を作成する』を  
クリックすることで  
所得税の確定申告書のデータを  
引き継ぐことができます

# 事前準備①-2 住宅ローン控除の申告もされた方

**確認**

? 入力した情報を引き継いで、他の申告書等を作成しますか?  
(TA-W700002)

**はい** いいえ

**作成する申告書等の選択**

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

i 事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和2年分の申告書等の作成

<b>所得税</b> <ul style="list-style-type: none"><li>所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。</li></ul> 作成済み	<b>決算書・収支内訳書</b> <ul style="list-style-type: none"><li>事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。</li></ul>	<b>消費税</b> <ul style="list-style-type: none"><li>個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。</li></ul>	<b>贈与税</b> <ul style="list-style-type: none"><li>財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。</li></ul>
---	---	---	---

**過去の年分のデータの読込**

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

**贈与税の過去の年分の申告書データを読み込みます**

読み込み可能なデータは平成28年分から令和元年分のデータです

※ 令和2年分のデータはこの画面で読み込むことができません。  
トップ画面の「保存データを利用して作成」ボタンをクリックし、次の画面で「作成再開」を選択して読み込んでください。

- 選択したフォーマットが「保存データの名」欄に表示されていることを確認します。
- 「保存データ読込」ボタンをクリックして、データを読み込みます。

操作手順を画像で確認する場合はこちら  
 データを保存した場所が分からない場合はこちら

**→ データを読み込まずに贈与税の申告書を作成開始**

『過去の年分データの読込』画面に移行  
「※令和2年分のデータはこの画面では読み込むことができません。」と表示されますが、ページ下部へスクロールし『**データを読み込まずに贈与税の申告書を作成開始**』をクリック

# 事前準備②

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

贈与税の申告書の作成を開始する前に

### 贈与税の申告書の作成を開始する前に

贈与税の申告書を作成するためには、贈与を受けた財産を評価する必要があります。  
贈与を受けた財産の評価がお済みの方は、「贈与税の申告書作成開始(贈与税の申告書作成コーナーへ)」ボタンをクリックしてください。

※ 作成コーナーを利用して贈与税の申告書を作成することができない場合がありますので、事前に[ご利用になれない方](#)をご確認ください。

贈与を受けた財産の評価がお済みでない方又は評価方法をご覧になりたい方は、[よくある質問の財産の評価](#)をご覧ください。  
なお、贈与を受けた財産が土地(地目が宅地)で[路線価方式](#)により評価を行う方で、一定の場合に該当する方は、[土地等の評価明細書作成コーナー](#)を利用して財産の評価を行うことができます。

**贈与税の申告書作成開始  
(贈与税の申告書作成コーナーへ)**

財産の評価がお済みの方は左のボタンをクリックしてください。

※ 現金、預金などの贈与を受けた方や、相続時特精算課税制度の適用を受ける方も左のボタンをクリックしてください。

**土地等の評価明細書作成開始  
(土地等の評価明細書作成コーナーへ)**

土地等の評価明細書作成コーナーをご利用される方は左のボタンをクリックしてください。

なお、事前に[ご利用になれない方](#)及び[入力に必要な書類](#)をご確認ください。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

作成開始 > 提出方法の選択等 > 財産入力 > 計算結果 > 住所・氏名等の入力

### 作成開始

**贈与税申告書作成開始**

※ e-Taxで贈与税の申告を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)により提出することができます。  
なお、イメージデータ(PDF形式)による添付書類の提出については、e-Taxで贈与税の申告を行った後の手続となります。  
詳しくは、[よくある質問](#)をご覧ください。

< 戻る

『贈与税の申告書作成開始  
(贈与税の申告書作成コーナーへ)』をクリック

# 事前準備③

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用状況

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

作成開始 > 提出方法の選択等 > 財産入力 > 計算結果 > 住所・氏名等の入力

### 提出方法の選択等

提出方法の選択

作成する申告書等の提出方法【必須】

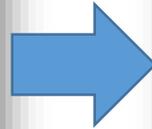
- e-Taxにより税務署に提出
- 印刷して税務署に提出

生年月日

あなた(財産を取得した方)の生年月日を入力してください。  
入力した生年月日は、申告書等への表示や特例の適用要件の判定に使用します。

生年月日【必須】 年 月 日

< 戻る 入力内容をクリア 入力終了(次へ) >



マイナンバーカード

### 取得財産の入力

当西暦の入力例

下のボタンの中から該当するものをクリックして、画面の案内に従って、入力を開始してください(入力が終了した項目については入力結果表がそれぞれ表示されます)。  
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。  
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

住宅取得資金贈与の申告の場合こちらをクリック

- 一般の贈与 (基礎控除額 110万円)
- 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産
- 配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高2,000万円)
- 相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高2,500万円)

配偶者控除の特例 相続時精算課税制度を利用希望の方は 税務署または税理士にご相談ください

※『配偶者控除の適用を受ける財産』については1985年以降に生まれた方は表示されません

< 戻る(提出方法の選択等へ) 入力データの一時的保存(作成を申請する場合) 入力終了(次へ) >

# 住宅取得等資金の非課税制度の申告①

## マイナンバーカード

### 非課税の適用要件チェック(その1)

当画面の入力例

※ このチェックは住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例における適用要件チェックを兼ねています(下記1及び下記3の項目1から項目3までについては、除きます。)

1 平成27年分から令和元年分までの「住宅取得等資金の非課税」の適用有無を選択してください。  
【必須】

あなたは、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか。

いいえ  はい

2 資金の使途について選択してください。  
【必須】

住宅用の家屋の新築若しくは取得をしましたか、又は既に居住している家屋の増改築等を行いましたか。

新築又は取得  増改築等

3 特例適用要件チェック

※ 既に特例の適用要件に該当することを確認済みの方(「※書に関する税制上の措置」の適用を受ける方を除きます。))は、「特例適用要件確認済」として次へボタンをクリックしてください。  
下の要件の確認を省略し次の画面に進むことができます。

特例適用要件確認済として次へ

### 「受贈者」に関する事項

1 あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)ですか。

はい  いいえ

2 あなたの令和2年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。

はい  いいえ

3 あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。

いいえ  はい

すべての項目にお答えください

すべての質問で左側の回答に  
チェックが付かない場合  
住宅取得資金贈与の特例が利用できません

入力完了後『**入力終了(次へ)**>』をクリック

### ● 「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

4 新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)を、又はこれらの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたものですか。

いいえ  はい

5 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)又は取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。

はい  いいえ

6 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。)又は住宅用の家屋の取得をしていますか。

(注)1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。

2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和3年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。

はい  いいえ

3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する(共有持分を有する場合も含まれます。)としない場合は、この特例の適用を受けることはできません。

7 新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の分の1以上に対応する部分があなたの居住の用に供されるものですか。

はい  いいえ

### ● 住宅用の家屋の取得のための金銭の贈与を受けた方

【住宅用の家屋の「取得」をした人のみチェックしてください。】

取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。

① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋

② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの

※ 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。

はい  いいえ

③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして「耐震基準適合証明書」などにより証明されたもの

④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき「建築物の耐震改修の計画の認定申請書」などの申請書に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和3年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することになったことにつき、「耐震基準適合証明書」などの証明書等により証明されたもの

### ● 「あなたの居住」に関する事項

9 贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。

はい  いいえ

(注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を選んでください。

10 あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和3年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。)

はい  いいえ

「はい」を選択すると床面積の入力欄が表示されます

全部事項証明書(建物)をご確認ください

< 戻る

入力内容をクリア

入力終了(次へ) >

# 住宅取得等資金の非課税制度の申告①

マイナンバーカード

非課税の適用要件チェック(その2)

当画面の入力例

## 1 住宅の種類についての入力

あなたが新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋は、**省エネ等住宅**に該当しますか？  
【必須】

はい  いいえ

## 2 契約年月日の入力

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日を入力してください。

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日  
【必須】

- 選択 - ▾ □年 □月 □日

## 3 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出についての入力

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日及び提出先税務署名を選択してください。

(1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日

令和 ▾ □年 □月 □日

(2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した税務署

都道府県: - 選択してください - ▾

税務署名: ▾

< 戻る

入力内容をクリア

入力終了(次へ) >

すべての項目にお答えください

契約年月日を入力すると  
消費税率について  
質問が追加されますので  
もれなくご回答ください

入力完了後

『**入力終了(次へ)**>』をクリック

所得税の確定申告を行なっている方は  
こちらの内容を入力することで  
「令和2年分源泉徴収票」の  
提出が不要となります

# 住宅取得等資金の非課税制度の申告③-1

## マイナンバーカード

### 非課税の適用を受ける財産の入力 (一般住宅 特別住宅資金 非課税限度額 2,500万円)

#### 当画面の入力例

他の贈与者から受けた贈与についても住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、「取得財産の入力」画面又は後に表示される「取得財産の入力(非課税)」画面の「贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する」ボタンから入力してください。

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

#### 1 贈与者(財産をあげた方)の入力方法を選択してください。

##### ● 新たに贈与者を登録する

贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ  
【必須】

(2) 贈与者の氏名 漢字  
【必須】

(3) 贈与者の住所

(4) 贈与者の生年月日  
【必須】

(5) 贈与者の続柄  
【必須】

【各全角カナ11文字以内】

セイ:

メイ:

【各全角10文字以内】

姓:

名:

【全角40文字以内】

- 選択 -  年  月  日

【その他は全角3文字以内】

- 選択してください -

贈与を受けた金額が

①住宅取得資金贈与の非課税枠の金額内の方  
⇒次ページへ

②住宅取得資金贈与の非課税枠の金額を超える方  
⇒21ページへ

※非課税枠については2ページ参照

贈与者(父母、祖父母等)の内容を入力してください

# 住宅取得等資金の非課税制度の申告③-2(非課税枠内の贈与の場合)

## 1 回目に贈与を受けた内容を入力

財産の所在地について  
普通預金に振込で贈与を受けた場合  
⇒三菱UFJ銀行〇〇支店等

(1)贈与により取得した日  
⇒ 2 回目に贈与を受けた日を入力

(2)所在地  
⇒3回以上に分けて受け取っている場合は  
『別紙の通り』と入力してください  
税務署へのその他提出書類とあわせて  
各項目の詳細が分かるように  
ご自身で書類を作成・添付して提出します

(3)住宅取得等資金の金額  
⇒ 2 回目以降に受けた贈与金額を  
合計して入力

住宅取得資金として贈与を受けた合計額を入力

内容をすべて入力後クリック

2-1 財産を取得した日、金額等を入力してください。(1回目)

(1) 財産を贈与により取得した日  
【必須】 令和 2 年 月 日

(2) 財産の所在地  
【全角40文字以内】  
※ 預貯金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。  
※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。

(3) 住宅取得等資金の金額  
【必須】 [10桁以内] 円

2-2 財産を取得した日、金額等を入力してください。(2回目以降)

当画面の入力例

(1) 財産を贈与により取得した日  
令和 2 年 月 日

(2) 財産の所在地  
【全角40文字以内】  
※ 預貯金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。  
※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。

(3) 住宅取得等資金の金額  
【10桁以内】 円

3 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を入力してください。

○ 特別住宅資金非課税限度額は 25,000,000 円です。

非課税の適用を受ける金額(最高2500万円)  
【必須】 [8桁以内] 円  
※ 上記1の欄と書ける金額のみ入力してください。

< 戻る      入力内容をクリア      入力終了(次へ) >

# 住宅取得等資金の非課税制度の申告④

マイナンバーカード  
取得財産の入力(非課税)

当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

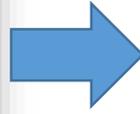
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に 算入される金額	修正ボタン	削除ボタン
				選択した課税制度		
1	山田 和夫	10,000,000円	10,000,000円	0円	修正	削除

贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する

他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合には、左のボタンをクリックしてください。

< 戻る(適用要件チェックへ)    **入力終了(次へ)>**



マイナンバーカード  
取得財産の入力

当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。  
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に 算入される金額	修正ボタン	削除ボタン
				選択した課税制度		
1	山田 和夫	10,000,000円	10,000,000円	0円	修正	削除

贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する

上の入力結果表に表示されている項目以外を修正する場合は右のボタンをクリックしてください。

修正(適用要件チェックへ)

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

**一般の贈与(基礎控除額 110万円)**    一般の贈与(暦年課税)の財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)    配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産(特別控除額 最高2,500万円)    相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

\* 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。

< 戻る(提出方法の選択等へ)    入力データの一時的保存(作業を中断する場合)    **入力終了(次へ)>**

住宅取得資金の非課税制度以外を利用しない場合  
⇒ 『入力終了(次へ)>』をクリックし23ページへ

住宅取得資金贈与の非課税制度以外に  
暦年課税制度を利用した贈与がある方は  
青枠内『一般の贈与(基礎控除110万円)』をクリック  
⇒ 次ページへ

# 暦年課税制度申告①

## マイナンバーカード

### 一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力)

贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ  
【必須】

[各全角カナ11文字以内]

セイ:

メイ:

(2) 贈与者の氏名 漢字  
【必須】

[各全角10文字以内]

姓:

名:

(3) 贈与者の続柄  
【必須】

[その他は全角3文字以内]

- 選択してください -

※ 贈与者の続柄が配偶者の父母などの場合は、その他を選択してください。

- 選択 -  年  月  日

(4) 贈与者の生年月日  
【必須】

(5) 贈与者の住所

[全角40文字以内]

※ 親子縁組により年の途中で贈与者の直系尊属となった方の入力方法については、こちらをご参照ください。

< 戻る

入力内容をクリア

入力終了(次へ) >

住宅取得等資金贈与の特例の金額を  
超えて贈与を受けた場合

もしくは

購入物件の引渡後に贈与を受けた場合

にはご入力ください

例)

①住宅取得資金贈与の非課税枠が2500万円  
に対して、2600万円の贈与を受けた場合

②引渡日が令和2年1月29日だが  
令和2年3月1日に贈与を受けた場合など

贈与者(父母・祖父母)の内容を入力

入力後『入力終了(次へ) >』をクリック

# 暦年課税制度申告②

マイナンバーカード 特別贈与財産

赤枠内をすべて入力

一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力)

当画面の入力例

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

(1/15件目を入力中)

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日 【必須】	令和 2 年 月 日
(2) 贈与を受けた財産の種類 【必須】	種類 - 選択してください -
(3) 贈与を受けた財産の細目 【必須】	細目
(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は銘柄、名称等	利用区分 銘柄・名称等
(5) 財産の所在地 ※ 預貯金、有価証券及び生命保険金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。 ※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。	【支店名を入力する】

(2)財産の種類について：金銭での贈与の場合  
⇒『現金、預貯金等』を選択

(3)財産の細目について：財産の種類を  
『現金、預貯金等』を選択すると  
自動で表示されます

金銭での贈与以外の場合は  
税務署、税理士にご相談ください

該当する項目を選択

預貯金等の場合は  
金融機関名、支店名を入力

次ページへ  
続く

# 暦年課税制度申告③

2 不動産、株式等の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。

[財産の評価方法はこちら](#)

計算ボタンをクリックすると、3の【財産の価額】に反映されます。

財産の数量 (㎡、株数等) ※ あん分前の数量と持分割合を入力して計算することもできます。	[10桁以内] _____ (㎡、株数等)
持分割合 ※ 持分割合を入力して計算します。○ はい ● いいえ	[各7桁以内] _____ / _____
財産の単価 (路線価方式の土地の1㎡当たり、株式の1株当たり)	[10桁以内] _____ 円 <input type="button" value="計算"/>

固定資産税評価額 ※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。 ※ あん分前の評価額と持分割合を入力して計算することもできます。	[10桁以内] _____ 円
持分割合 ※ 持分割合を入力して計算します。○ はい ● いいえ	[各7桁以内] _____ / _____
固定資産税評価額に掛ける倍率 ※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。	[4桁以内] _____ 倍 <input type="button" value="計算"/>

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額 【必須】	[10桁以内] _____ 円
---------------	-----------------

※ 贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は、「財産の追加」ボタンをクリックしてください。

現金、預貯金等で贈与を受けた場合は  
入力不要

贈与を受けた金額を入力  
110万円を超える場合は  
贈与税がかかります

すべて入力後  
『入力終了(次へ) >』をクリック

# 暦年課税制度申告④

マイナンバーカード 特別贈与財産

## 取得財産の入力(一般の贈与)

当画面の入力例

贈与者名: 山田 雅子

入力内容を確認してください。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与財産の入力結果表

取得した財産の明細 種類 細目 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
現金、預貯金等 現金、預貯金等 普通預金	令和2年7月4日 1,000,000円	修正	削除

一般の贈与(暦年課税)の財産を追加する

< 戻る

入力終了(次へ)>

暦年課税制度での入力内容の  
確認画面が表示されます  
内容を確認後  
『入力終了(次へ)>』をクリック  
⇒23ページへ

# 住宅取得等資金の非課税制度の申告③-2(非課税枠超の贈与の場合)

**2-1 財産を取得した日、金額等を入力してください。(1回目)**

(1) 財産を贈与により取得した日  
【必須】

[令和] [2] 年 [ ] 月 [ ] 日

(2) 財産の所在地  
※ 預貯金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。  
※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。

[全角40文字以内]

(3) 住宅取得等資金の金額  
【必須】

[10桁以内] 円

**2-2 財産を取得した日、金額等を入力してください。(2回目以降)**

当画面の入力例

(1) 財産を贈与により取得した日

[令和] [2] 年 [ ] 月 [ ] 日

(2) 財産の所在地  
※ 預貯金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。  
※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。

[全角40文字以内]

(3) 住宅取得等資金の金額

[10桁以内] 円

**3 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を入力してください。**

○ 特別住宅資金非課税限度額は 25,000,000 円です。

非課税の適用を受ける金額(最高2,500万円)  
【必須】

※ 上記1の欄書きに添える金額のみ入力してください。

[10桁以内] 円

< 戻る

入力内容をクリア

入力終了(次へ) >

## 1 回目に贈与を受けた内容を入力

財産の所在地について  
普通預金に振込で贈与を受けた場合  
⇒ 三菱UFJ銀行〇〇支店等

(1) 贈与により取得した日  
⇒ 2 回目に贈与を受けた日を入力

(2) 所在地  
⇒ 3回以上に分けて受け取っている場合は  
『別紙の通り』と入力してください  
税務署へのその他提出書類とあわせて  
各項目の詳細が分かるように  
ご自身で書類を作成・添付して提出します

(3) 住宅取得等資金の金額  
⇒ 2 回目以降に受けた贈与金額を  
合計して入力

青枠内非課税上限金額を入力

内容をすべて入力後クリック

# 住宅取得等資金の非課税制度の申告③-3(非課税枠超の贈与の場合)

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

非課税の適用を受ける財産の入力 > 課税制度選択

書面提出

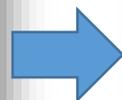
### 課税制度選択

取得した財産の金額について、住宅取得等資金の非課税適用後の残額がありますので、適用する課税制度を選択してください。  
なお、今回の贈与者から令和元年分以前の年分に贈与により取得した財産について相続時精算課税の適用を受けている方は、「相続時精算課税」のボタンをクリックしてください。

**暦年課税** 暦年課税の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税 相続時精算課税の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

< 戻る



国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

財産入力 > 適用条件チェック(子1) > 適用条件チェック(子2) > 取得財産の入力(非課税)

書面提出

### 取得財産の入力(非課税)

当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価額に算入される金額 選択した課税制度	修正ボタン	削除ボタン
1	山田 和夫	26,000,000円	25,000,000円	1,000,000円 暦年課税	修正	削除

贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する

他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合には、左のボタンをクリックしてください。

< 戻る(適用条件チェックへ) **入力終了(次へ)>**

左の画面が表示される為、『暦年課税』を選択  
右の画面に移行するため、『入力終了(次へ)>』を選択

※左の画面で『相続時精算課税』をご利用になりたい方は税理士、税務署へご相談ください

# 内容確認

**マイナンバーカード**  
取得財産の入力

[当画面の入力例](#)

入力内容を確認してください。  
**住宅取得等資金の非課税**の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。  
 該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。  
 取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表**

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に 算入される金額	修正ボタン	削除ボタン
				選択した課税制度		
1	山田 和夫	10,000,000円	10,000,000円	0円	修正	削除

[贈与者\(非課税の適用を受ける財産\)を追加する](#)

上の入力結果表に表示されている項目以外を修正する場合は右のボタンをクリックしてください。 [修正\(適用要件チェックへ\)](#)

**一般の贈与の入力結果表**

No	贈与者	財産区分	財産を取得した 年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	山田 雅子	特例 贈与財産	令和2年7月4日	現金、預貯金等	1,100,000円	修正	削除
2							
3							

[贈与者を追加する](#)

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

**配偶者控除の適用を受ける財産**  
(配偶者控除額 最高 2,000 万円)

**配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産**の入力は左のボタンをクリックしてください。

**相続時精算課税の適用を受ける財産**  
(特別控除額 最高 2,500 万円)

**相続時精算課税の適用を受ける財産**の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。

[戻る\(提出方法の選択等へ\)](#)
[入力データの一時保存\(作成を中断する場合\)](#)
[入力終了\(次へ\)>](#)

内容を確認し  
『**入力終了(次へ)>**』を  
クリック

# 税額確認

## マイナンバーカード

### 贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。

暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分 / 銘柄等		財産を取得した年月日 財産の価額
i 特別贈与財産分	現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 普通預金	令和2年 7 月 4 日 1,000,000円
		円
	特別贈与財産の価額の合計額 (1)	1,000,000円
ii 一般贈与財産分		円
		円
	一般贈与財産の価額の合計額 (2)	円
	配偶者控除額 (3)	円
暦年課税分の課税価格の合計額 (4)	1,000,000円	
基礎控除額 (5)	1,100,000円	
(5)の控除後の課税価格 (6)	0円	
(6)に対する税額 (7)	0円	
外国税額の控除額 (8)	円	
医療法人持分税額控除額 (9)	円	
差引税額 (10)	0円	

## Ⅲ 相対時精算課税分

Ⅰ 相対時精算課税分の課税価格の合計額 (11)	円
Ⅱ 相対時精算課税分の差引税額の合計額 (12)	円

## Ⅲ 相対時精算課税分

Ⅰ 相対時精算課税分の課税価格の合計額 (11)	円
Ⅱ 相対時精算課税分の差引税額の合計額 (12)	円

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。

課税価格の合計額 (13)	1,000,000円
差引税額の合計額 (14)	0円
農地等納税猶予税額 (15)	円
株式等納税猶予税額 (16)	円
特例株式等納税猶予税額 (17)	円
医療法人持分納税猶予税額	円
事業用資産納税猶予税額	円
申告期限までご納付すべき税額	0円

今回の納税額になります

## 住宅取得等資金の非課税の計算結果を見る

あなたが令和3年3月15日(月)までご納付すべき令和2年分の贈与税額は  
0円です。

< 戻る

入力データの一時保存  
(作成を中断する場合)

入力終了(次へ) >

内容確認後『入力終了(次へ) >』をクリック

# 本人情報入力

マイナンバーカード

## 住所・氏名等の入力

※ 所得税等で納税地の届出をされている方は、こちらをご参照ください。

1 郵便番号 ※ 「住所検索」ボタンをクリックすると、入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。 ※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご参照ください。	[半角数字3桁] - [半角数字4桁] [ ] - [ ] <input type="button" value="住所検索"/>
2 住所 ※ 郵便番号から検索できなかった方は、「市区町村選択」ボタンをクリックして都道府県市区町村を選択してください。 ※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご参照ください。	都道府県市区町村 <input type="button" value="市区町村選択"/> [都道府県市区町村と合計で全角28文字以内(数字等も全角)] [全角28文字以内(数字等も全角)] (例) アパート名、専業
3 申告書等を提出する税務署名 【必須】 税務署の所在地及び管轄区域	都道府県: [- 選択してください -] 税務署名: <input type="text"/> 税務署
4 申告書等を提出する年月日	[令和] [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日
5 あなた(財産を取得した方)の氏名 【必須】 フリガナ	[全角カナ11文字以内] セイ: <input type="text"/> (例) コウセイ メイ: <input type="text"/> (例) タロウ
6 あなた(財産を取得した方)の氏名 【必須】 漢字	[全角10文字以内] 姓: <input type="text"/> (例) 田中 名: <input type="text"/> (例) 太郎
7 マイナンバー(個人番号) ※ マイナンバーカードなどから確認して入力してください。	[半角数字4桁] - [半角数字4桁] - [半角数字4桁] [ ] - [ ] - [ ] <input type="checkbox"/> マイナンバーの入力値を表示する。
8 職業	[全角11文字以内] <input type="text"/> (例) 会社員
9 電話番号	[半角数字合計14桁以内] [ ] - [ ] - [ ]

ご自宅郵便番号を入力後『住所検索』をクリックで「2.住所」欄に町名まで表示され「3.申告書等を提出する税務署」に管轄の税務署が表示されます

手続きをしている日を入力

ご自身の内容を入力

すべて入力後『申告書等作成終了 次へ>』をクリック

住宅ローン控除の申告からデータを引き継いだ方は入力されています

✓ 申告書等作成終了

次へ>

# 帳票確認・データ保存①

令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

申告書等印刷(データ保存)

画面提出

### 申告書等印刷(データ保存)

#### 印刷に当たっての留意事項

申告書等は Adobe Acrobat Reader で表示・印刷しますので、インストールしていない方は、「[推奨環境](#)」のバージョンを確認し、ダウンロードしてください。  
→[ダウンロードはこちら](#)

申告書等は、A4サイズの「[普通紙](#)」を使用して、**白黒又はカラーで片面印刷**してください。

提出用の申告書については、3点マークが正しく印刷されているか確認してください。  
→[印刷結果の確認方法はこちら](#)

プリンタをお持ちでない方は、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して申告書等の印刷をすることができます。  
→[プリントサービスの詳細はこちら](#)

ページ下部へスクロール

### 印刷する帳票の選択

印刷する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

#### 提出用書類

チェック	帳票名	枚数(枚)	容量(KB)
<input checked="" type="checkbox"/>	贈与税の申告書第一表【提出用】	1	20
<input checked="" type="checkbox"/>	本人確認書類(写)添付台紙 ※	1	5
<input checked="" type="checkbox"/>	贈与税の申告書第一表の二【提出用】	1	15

※ 「本人確認書類(写)添付台紙」は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を貼るための台紙ですので、こちらの台紙を出力し、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を貼って申告書等とともに提出してください。

#### 控用書類

チェック	帳票名	枚数(枚)	容量(KB)
<input checked="" type="checkbox"/>	贈与税の申告書第一表【控用】	1	56
<input checked="" type="checkbox"/>	贈与税の申告書第一表の二【控用】	1	52
<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類等のご案内	2	14

### 印刷の手順

手順1 右の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックしてください。

手順2 画面下に表示される通知の「ファイルを開く」をクリックして帳票を表示し、印刷してください。  
→[帳票の印刷で分からないことがある方はこちら](#)

< 戻る 入力データの保存 **印刷終了 次へ >**

ご自宅にプリンタがない方は『[プリントサービスの詳細はこちら](#)』からコンビニ等での印刷方法をご確認いただけます

『**帳票表示・印刷**』をクリックし、表示されるPDFを確認、保存してください

保存終了後、『**印刷終了(次へ)>**』をクリック

# 帳票確認・データ保存②

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用が止

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

トップ画面

画面提出

### 申告書を印刷した後の作業について

入力データの保存	入力データを保存しておく、来年の申告書等の作成に利用することができます。 <b>入力データを保存する</b>
補完記入・押印	以下のリンクを開いて作成された申告書等を手書きで補完記入及び押印する箇所を確認してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>● <a href="#">贈与税の申告書第一表</a></li><li>● <a href="#">贈与税の申告書第一表の二</a></li></ul>
添付書類の提出準備	以下の添付書類を準備してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 住宅取得等資金の非課税の適用に必要な書類</li></ul> 詳細は、作成コーナーで印刷した『住宅取得等資金の非課税』の添付書類のご案内をご覧ください。



お知らせ	● 税務職員を装った「振り込め詐欺」などにご注意ください。 → <a href="#">「振り込め詐欺」にご注意ください</a> → <a href="#">にせ税務職員などにご注意ください</a>
アンケートのお願い	このサイトの改善のため、アンケートにご協力ください。 アンケートの回答は任意です。 <b>アンケートに回答する</b>
他の申告書等を作成する方へのご案内	住所・氏名等の情報を引き継いで所得税などの申告書等や他の年分の申告書を作成することができます。 作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。 <b>他の申告書等を作成する</b>

**前に戻る** **終了する**

『**入力データを保存する**』をクリックし作成したデータを保存をお願いします

修正があった場合など、保存データから修正が出来ます

ページ下部の『**終了する**』をクリックし表示された画面で『**はい**』をクリックし終了です

# 確定申告書類提出方法・提出期限

## 〈注意事項〉

- 贈与申告用PDF29ページの提出書類と、住宅ローン控除も申告をする方は住宅ローン控除用PDF(単独名義：58ページ・共有名義：61ページ)の提出書類を管轄の税務署に郵送または持参して提出してください
- 贈与申告がある方は、2021年2月1日～2021年3月15日までに提出が必要となりますのでご注意ください

◎税務署へ持参する方は入場整理券が必要ですので、管轄の税務署へご確認ください

# 提出書類一覧 ～贈与申告～ ※住宅ローン控除がある方は住宅ローン控除申告用PDFもご確認ください

チェック欄	書類名	取得場所	備考欄
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本(原本)	本籍地の役所	贈与者と受贈者の関係がわかるもの
<input type="checkbox"/>	全部事項証明書(土地・建物)(原本)	法務局	所有権移転後のもの ※住宅ローン控除と一緒に申告する場合は1部で可 マンション購入者は建物のみ
<input type="checkbox"/>	売買契約書もしくは請負契約書	不動産会社	※住宅ローン控除と一緒に申告する場合は1部で可 マンション購入者は売買契約書のみ
<input type="checkbox"/>	令和2年分源泉徴収票		※住宅ローン控除の申告を提出している場合省略可
<input type="checkbox"/>	中古住宅で基準の建築年数を超えた場合の証明書類		該当の場合のみ(耐震基準適合証明書・既存住宅性能評価書・既存住宅売買瑕疵保険の保険付保証明書等)
<input type="checkbox"/>	省エネ住宅である確認書類		該当の場合のみ(住宅性能証明書・建設住宅性能評価書等)
<input type="checkbox"/>	マイナンバー確認資料		マイナンバーカード(写)・通知カード・住民票
<input type="checkbox"/>	本人確認資料		免許証・保険証等 マイナンバーカード(写)添付の場合不要
<input type="checkbox"/>	贈与税申告書(提出用と控えと記載のあるもの)		作成したPDFデータを印刷
<input type="checkbox"/>	返信用封筒(切手貼付)		郵送提出の場合のみ(税務署にて収受印を押印後返送されます)

# お疲れさまでした

ご不明な点等ございましたら

リビングコールセンター 0120-876-132

または

リビングライフ ローン課 [ro-n@living-life.co.jp](mailto:ro-n@living-life.co.jp)

までご連絡ください

